

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いなべ市長 日沖 靖

市町村名 (市町村コード)	いなべ市 (24214)	
地域名 (地域内農業集落名)	藤原町白瀬地区 (市場、本郷、山口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月1日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は、西側は国道306号に至る山林に接し、東側は員弁川に接する南北に長い地域である。
地域内の農地のほとんどは圃場整備済であるが、平成の初期の事業であるため水路等の施設の老朽化が課題となっている。
地域内の圃場の区画は概ね平坦で2反～程度の区画が多いが、山口地区に急傾斜圃場があり畦畔除草が課題となっている。また周辺を山林に囲まれているため獣害が深刻であり、対策が十分でない地域では農作物に深刻な被害が出ている状況である。
水路清掃や除草作業等は、多面的機能支払交付金等を活用し実施しているが、農地の所有者意識の低下及び集落全体の高齢化により年々作業人員は減少している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻(主食用・飼料用)を主体に一部麦を作付けする作付体系及び集落単位でのブロックローテーションを継続し、水田の収益力の向上に努める。現状、ほ場については獣害対策用の侵入防止柵を設置しており、未設置箇所については順次設置する予定である。
本郷地区、市場地区においては担い手への集積、集約が進んでいるが、山口地区については集積については進んでいるが集約が進んでいないため地域における継続的な協議が必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	129.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在の担い手への農地の一層の集積・集約化を進めつつ、条件不利圃場については省力管理に移行する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積、圃場の団地化率の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
法に基づき農地中間管理機構を活用するが、中間管理機構を活用するメリットはない。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去を検討している圃場があるため補助事業等があれば活用を検討。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
目標地図の担い手への集積、集約を進めつつ、新規就農者等も積極的に受け入れたい。 集落営農組織の設立について検討する(山口地区)。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ活用予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地区全域で獣害被害が拡大しており、侵入防止柵等で順次対応している。
⑦耕作条件が不利な圃場については省力管理とし、優良な圃場にマンパワーを集中させる。